

四国地区無電柱化協議会 高知地方部会

規 約

(名 称)

- 第1条 本会は、四国地区無電柱化協議会規約第9条に基づいて設置する。
2. 本部会は「四国地区無電柱化協議会高知地方部会」（以下「地方部会」という。）と称する。

(目 的)

- 第2条 地方部会は、県毎の無電柱化推進計画に係る検討および事業実施に伴う調整を行い、無電柱化推進計画を円滑に進めることを目的とする。

(構成員)

- 第3条 地方部会の構成員は、別表1のとおりとする。

(会 長)

- 第4条 地方部会の会長は、国土交通省土佐国道事務所の所長をもってあてる。

(事務局)

- 第5条 地方部会の事務局は、国土交通省土佐国道事務所管理第二課に置く。

(関係者の地方部会出席)

- 第6条 地方部会は、必要があると認められるときは構成員以外の出席を求めることができる。

(連絡会)

- 第7条 地方部会の下に、具体的な無電柱化箇所の事業実施に伴う調整を行う連絡会を置く。

2. 連絡会の構成員は、別表2のとおりとする。

(その他)

- 第8条 この規約に定めるもののほか、地方部会に必要な事項は、その都度協議して定める。

附 則

- この規約は、平成4年3月23日から適用する。
この規約は、平成8年3月6日から適用する。（平成8年3月6日一部改正）
この規約は、平成11年12月15日から適用する。（平成11年12月15日一部改正）
この規約は、平成16年9月21日から適用する。（平成16年9月21日一部改正）
この規約は、平成18年9月20日から適用する。（平成18年9月20日名簿修正）
この規約は、平成19年10月25日から適用する。（平成19年10月25日名簿修正）
この規約は、平成23年5月12日から適用する。（平成23年5月12日名簿修正）
この規約は、平成25年12月20日から適用する。（平成25年12月20日名簿修正）
この規約は、平成27年1月26日から適用する。（平成27年1月26日名簿修正）
この規約は、平成30年7月17日から適用する。（平成30年7月17日名簿修正）
この規約は、令和3年9月24日から適用する。（令和3年9月24日名簿修正）

(別表1)
四国地区無電柱化協議会 高知地方部会 構成員名簿

機関名	所属	役職	備考
高知大学	理工学部 地球環境防災学科	講師 坂本淳	
国土交通省	土佐国道事務所	事務所長	
	中村河川国道事務所	事務所長	
高知県	警察本部交通部	交通規制課長	
	土木部	道路課長 都市計画課長	
高知市	都市建設部	都市建設部長	
安芸市		副市長	
宿毛市		副市長	
越知町		副町長	
四万十市		副市長	
四国電力(株)	送配電カンパニー 高知支社	ネットワークサービス部長	
エイ・ティ・ティ・インフラネット(株)	高知支店	高知支店長	
高知ケーブルテレビ(株)	技術部	副部長	
(株)S T N e t	高知支店	技術部長	
K D D I (株)	高松テクニカルセンター	高松テクニカルセンター長	

(別表2)

四国地区無電柱化協議会 高知地方部会 連絡会 構成員名簿

機 関 名	所 属	役 職	備 考
國 土 交 通 省	土 佐 国 道 事 務 所	管理第二課長	事務局
	中 村 河 川 国 道 事 務 所	道路管理課長	
高 知 県	警 察 本 部 交 通 部	交通規制課課長補佐	
	土 木 部	道路課 地方道担当チーフ 都市計画課 市街地整備担当チーフ	
高 知 市	都 市 建 設 部	道路整備課長	
安 芸 市		建設課長	
宿 毛 市		都市建設課長	
越 知 町		建設課長	
四 万 十 市		まちづくり課長	
四 国 電 力 (株)	送配電カンパニー高知支社 ネットワークサービス部	配電計画課長	
エヌ・ティ・ティ・インフラネット(株)	高 知 支 店	高知支店長代理	
高 知 ケーブル テレビ(株)	技 術 部	部長代理	
(株) S T N e t	高 知 支 店	技術部長	
K D D I (株)	高 松 テクニカル センター	高松テクニカルセンター長	